

実する。

⑪ 民間のスポーツ施設等にAED設置のための補助を行う。

⑫ 多摩川河川敷の整備

ア 多摩川を市民いこいの場として、幸区の多摩川見晴らし公園や、高津区のせせらぎと親子広場のような安心して利用できる広場を各区に整備する。

イ 野球やサッカーなどのグラウンド、マラソンコース、サイクリングコースなどは安心して活動できるように整備する。

ウ 草刈りも含めた整備を定期的に行う。また、国が所管する区域についても定期的な整備を申し入れる。

エ 簡易型水洗トイレの設置を促進するとともに、可能などころには、水洗トイレを優先して設置する。(再掲)

オ 多摩川のサイクリングコースを市内すべてつなげる。(再掲)

カ 令和元年東日本台風による河川敷グラウンドへの土砂の堆積により、使用再開まで半年以上の時間を要した。

近年の大型台風の発生状況を鑑み、維持補修費を増額して緊急時に備える。

⑬ 75才以上の高齢者には、スポーツセンター利用割引を実施する。(再掲)

⑭ 川崎市民のスポーツの普及と発展を目指し活動し、大きな役割を果たしている団体へ国の補助金を活用して活動補助金を支出する。また、団体が主催・主管する大会・行事には川崎市が後援し会場確保などの支援を行う。

## 第十章 女性の地位向上と社会参加の向上を

世界では国連総会で採択されたSDGS（持続可能な開発目標）の大項目の一つである「ジェンダー平等の達成」に向け、取り組みを進め前進する国や地域が多い中、日本の異常な遅れが際立っています。

2023年6月に公表された各国の男女格差を数値化した「ジェンダーギャップ報告書」で、日本は146か国中125位。企業の女性役員の比率は11.4%で、G7各国では最下位でした。

政治分野では138位と最下位クラスです。衆議院の女性議員比率は1割にとどまり、過去に女性首相が一人もい

ない事も足を引っ張っています。2022年7月の参院選では当選者に占める女性の割合が過去最高の28%となったが、スコアには反映されていません。

この4月の統一地方選挙では女性議員の躍進が話題となりましたが、川崎市でも60議席のうち女性の議席が16人、26.7%となり過去最多になりました。

総務省が7月に公表した就業構造基本調査によると、未就学児の育児をしている女性のうち、仕事と両立している人の割合は73.4%で、2017年の前回調査から約9ポイント上昇し過去最高でした。

就業者数の総数は6706万人。うち女性は3035万人で過去最高。仕事をしている女性の割合も53.2%と過去最高を更新。女性の就業割合を年齢別にみると、生産年齢人口(15～64歳)で72.8%、25～39歳では81.5%。25～39歳で8割を超えるのは初めてです。

この調査でもわかるように女性の社会参加は進んでいます。しかし、男女の賃金格差、非正規雇用で働く女性が多い事など、働き方についての男女平等にはまだまだ課題があります。

昨年7月から始まった男女賃金格差の公表(301人以上規模の企業に義務付け)で、経団連の会長・副会長企業、名誉会長や会長を歴任した企業のデータの集計によると、正規雇用・非正規雇用をあわせて全労働者でも、正規雇用でも、男性を100とした場合、女性の賃金が約4～8割と、深刻な賃金格差があることが明らかになりました。賃金格差の原因究明と、格差を是正するための方策が求められています。

川崎市の女性管理職比率は2023年4月、課長級25%、部長級22.2%、局長級7.9%でした。令和8年4月11日までに課長級職員に占める女性比率30%以上が目標との事ですが、部長級、局長級も含めた女性管理職比率30%以上を目標にするべきです。

また、職員の給与の男女の差異も各局によって違いがありますが、任期の定めのない常勤職員でも、男性の給与に対する女性の給与の割合が94.1～62.0%となっています。男女の賃金格差の早期の改善を求めます。

性犯罪規定を見直す刑法等改正案が5月30日の衆院本会議で、全会一致で可決されました。改正案は、現行の強制

性交等罪と準強制性交等罪を統合し、「不同意性交等罪」に変更。暴行・脅迫、アルコール・薬物の摂取、恐怖・驚がく、地位の利用、などにより、被害者が「同意しない意思」を形成・表明・全う（実現）することを困難にして性交などを行った場合、処罰の対象とします。性行為を自ら判断できるとみなす「性交同意年齢」は現行の13歳を16歳に引き上げ、16歳未満への性行為は処罰対象とします。13～15歳の場合は、5歳以上の年齢差がある相手を処罰対象とします。不同意性交等罪が創設されるのは一歩前進ですが、まだ足らざる点が多々あり今後修正が求められています。

6月、厚生労働省は、英製薬会社ラインファーマが開発した人工妊娠中絶のための飲み薬について、国内での製造販売を承認しました。国内初の経口中絶薬となり、中絶を受ける女性への身体的、心理的負担が軽減される事は重要です。しかし、世界90か国で処方箋なしに薬局で入手できるのに対し、日本では医師の診察と処方箋が必要なおえ、1錠6千円～2万円と高額です。中絶を認める指定医制度の見直し、高過ぎる中絶費用への保険適用などの検討が必要と要です。

女性に対する暴力をなくす取り組みが広がっています。

レイプ事件無罪判決に異議を申し立てた「フラワーデモ」は、2019年4月の東京から始まり、その後47都道府県に広がりました。女性たちは「今まで話せなかった」「被害を次の世代に続かせてはならない」と、次々に発言に立ちました。川崎でも2021年に立ち上げられ、毎月取り組みられています。

「女性に対する暴力撤廃宣言」（1993年、国連総会採択）は、女性に対する暴力は「男女間の力関係が歴史的に不均衡だったことを明らかにするものである」と述べるとともに、「女性を男性に比べて従属的な地位に追いやるための社会的な仕組みとして、最も決定的なものの一つ」だとしています。レイプやDV、セクシャルハラスメントなどの女性に対する暴力は、単なる個人間の「けんか」や「トラブル」という問題ではなく、ジェンダー不平等の社会の構造に、その根があるということです。だからこそ、政治が女性に対する暴力の根絶を、国の政策目標として明確に掲げ、真剣に取り組む必要があります。

女性や子どもにとって、もっとも身近な性暴力が痴漢です。日本共産党東京都委員会の痴漢被害アンケート調査（2021年1435人が回答）では、ほとんどの女性が経験し、その後の人生に深刻な打撃をこうむりながら、被害

を訴えることもできない実態が明らかになりました。政治がこれを正面から問うてこなかったことが、痴漢を「軽い問題」扱いし、女性の尊厳を軽んじる社会的風潮を広げてきました。

痴漢被害の実態を調査し、相談窓口の充実、加害根絶のための啓発や加害者更生を推進することが必要です。

昨年の議会でもわが党は「痴漢にあうから電車に乗って通う高校には行きたくない」との市内女子中学生の声を紹介し、受験シーズンの対策などを求めてきました。2023年3月30日に政府は「痴漢は重大な犯罪である。個人の尊厳を踏みにじる行為であり断じて許すことはできない」とした初の「痴漢撲滅政策パッケージ」を公表しました。パッケージは「痴漢は重大な犯罪である」「痴漢の被害は軽くない」「被害者は一切悪くない」など5項目の基本認識を示し、「痴漢事犯の調査・分析など痴漢を防ぐ取り組み」「痴漢被害を理由とした遅刻や欠席への対応や支援センターの周知と相談対応の充実など被害者を支える取り組み」「加害者の再犯を防ぐ取り組み」など具体的策が盛り込まれています。川崎市でも具体化が必要です。

シングルマザーの生活困窮も深刻です。母子世帯は一般世帯と比べて就業率は高いものの、平均年間就労収入が平均200万円以下と低く、養育費を受け取っていない世帯が全体の4分の3を占めています。本市でも、2021年に実施したひとり親家庭のアンケート調査では、9割が母子家庭であり、就労者8割の約53%がパートやアルバイトなど、不安定で低収入な非正規雇用の実態が明らかになっています。ひとり親世帯に対する手厚い支援を行うとともに、女性が経済的に自立できる取り組みを迅速に進める必要があります。

コロナ禍で浮き彫りになった格差と貧困による女性の生きづらい状況を改善しようと、世界でも日本でも様々な取り組みが行われています。川崎市では5月に「女性による女性のための相談会@かながわ・川崎」女性相談会が行われました。困難を抱えている女性と問題や困難を共有してつながりを持ち、相談できる人と場所を作ろうという趣旨で取り組みを始めました。第1回の横浜は31件、第2回の川崎には44件の相談がありました。会場内は、女性たちが気軽に話しやすい、あたたかい場所、つながりを感じやすい雰囲気を作るよう心掛け、相談内容は、生活、仕事、法律、DV、性被害、子育て、教育に関することなど多岐にわたりました。今後も継続することが求められています。川崎市でも相談窓口の拡充を進めボランティア団体の活動を支援する事が必要です。

## 1 女性差別の解消、ジェンダー平等の取り組み 市の職員の働き方

- ① 第5期川崎市男女平等推進行動計画で目標値と定めた、市の審議会等委員における女性比率40%、女性委員がいない審議会ゼロを早期に達成する。
- ② 市職員における課長級職員の女性管理職の比率は全体で24・5%に止まる。当初目標30%に向けた取り組みを引き続き推進する。部長級、局長級職員の女性管理職比率も30%を目指す。
- ③ 主要施策の立案などに直接かわる市長部局での女性登用を推進する。
- ④ 係長級及び主任にかかる昇任制度の見直しとともに、管理職を目指す女性職員が昇進試験を受けやすいよう、男女ともに残業をなくし、有給休暇がきちんと取れるよう職場環境を整備する。
- ⑤ 男性職員の育児休業取得率を、国が2050年までの目標値とする30%まで、早急に引き上げる。
- ⑥ 教育現場での人権尊重、女性の地位向上を進める教育を重視する。同時にSOGIなどへの啓発も含むジェンダー平等の取り組みを進める。
- ⑦ 川崎市男女共同参画センターが取り組む連携ネットワーク事業への財政支援を強化するとともに、事業広報を積極的に行う。
- ⑧ ジェンダー平等の理念に反する世帯主の廃止や、選択的夫婦別姓制度の導入、論議を国に求める。
- ⑨ 家族従業員の給与を必要経費と認めない「所得税法56条」は、個人事業主の妻等にとって不公平な税法であり、廃止を国に求める。
- ⑩ 女性差別撤廃条約選択議定書の早期批准を国に求める。

## 2 女性の雇用条件の改善

- ① 従業員301名以上の企業に対し国で定められている男女の賃金格差公表を市内企業に徹底するとともに、対象外の企業にも公表を促す。(再掲六章)
- ② 1997年に労働基準法の女性保護規定が撤廃されて以降、長時間労働は女性から安定して働く機会を奪っている。長時間労働、深夜労働の是正を進める。
- ③ 女性活躍推進に関する状況等が優良な事業主に付与される「かわさき★えるほし」認定制度を周知促進すると

ともに、あらゆる分野の企業が活用しやすいインセンティブを検討して、認証企業数を増やす。

④ 女性が多くを占めるパート、契約社員、派遣労働者など、非正規雇用が増大している。労働法令を遵守して安心して働くことができるよう、強く企業を指導することを県や労働局に求める。

⑤ 経済労働局が実施している女性のための労働相談や街頭相談の回数を増やす。女性ならではの悩みに対応できる女性相談員も増員する。

⑥ 産前産後休業制度・育児休業制度が「労働者の権利として確保」できるよう、すべての企業に適用させ、賃金保障、期間の延長、休業中のキャリアサポートなどの内容充実を指導、啓発するなど、男女ともに働き続けられる条件整備を促す。

⑦ 女性が安心して働き続けられるよう、保育環境が良好な認可保育所を増設する。

⑧ 介護休暇・休業制度については、育児介護休業法に基づき、最低1年間の休業、回数及び対象の拡大、賃金保障などを国に働きかける。

⑨ 「川崎市職員のセクシユアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント及び妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止に関する要綱」の広報、啓発を進め、厳しい対応を求める。

⑩ 男女共同参画センターによる「川崎市におけるコロナ禍での非正規シングル女性に対する影響調査」に基づき、居場所づくりやアウトリーチ事業、キャリアアッププログラムや家賃補助など、非正規シングル女性のニーズに即した具体的な支援を行う。

### 3 シングルマザーへの支援

① 母子家庭への経済的支援拡充のため、児童扶養手当の支給額を第1子から抜本的に拡充し、所得制限の見直し、多子加算の引き上げを行うよう国に要望する。

② 市の「養育費確保支援制度」は、民間保証会社を介さず、市が直接養育費の一部を立替える制度に改める。

③ 母子家庭の雇用確保、公営住宅の優先枠拡大や家賃補助など、支援を拡充する。

④ 母子家庭におけるヤングケアラーに対し家事労働などの支援体制を整備する。

⑤ 母子家庭の相談窓口や待合室は相談者のプライバシーが守られるよう配慮する。ワンストップで寄り添い型の相談体制にする。

- ⑥ 母子家庭への公共料金の減免制度を設ける。
- ⑦ 母子家庭への市営住宅の優先順位枠の拡大、家賃補助などを行う。
- ⑧ バス代

#### 4 DV被害者、非正規シングル女性などの保護対策強化

- ① コロナ禍でDV被害者が増加したことから実態調査を早急に行ない、さらなる対応の強化をはかる。
- 川崎市DV相談支援センターの相談員の負担が増大していることから、相談員の正規雇用化や拡充を進め特に女性相談員を正規職員で各区に配置し、安定した相談支援体制を整備する。
- ② 被害者救済のためのシェルターの緊急増設と運営費補助金のさらなる拡充を行なう。シェルター利用は2週間まで無料だが、それ以降、被害者が負担する実費の補助を行なう。
- ③ DV加害者から逃れてきた母子も受け入れている「ヒルズすえなが」は築30年が経過し、維持が大変になっていることから改築するとともに、母子生活支援施設を増設し、子育てが困難な母子家庭の援助をいっそうきめ細やかに行なう。
- ④ 若年女性のSOSに迅速に対応できるよう、SNSも活用した支援体制やアウトリーチ体制を男女共同参画センターなどに整備する。
- ⑤ 非正規シングル女性等、困難を抱える当事者が気軽に集える男女共同参画センターの取り組み「お月さまカフェ」を各行政区に拡充する。
- ⑥ さまざまな事情により、自立して生活することが困難な女性が生活自立や社会自立できるよう支援する「女性相談支援センター」の設置を急ぐ。
- ⑦ 女性専用の自立支援センターを設置する。
- ⑧ 増加している女性自殺者の実態調査を早急に行い、救済のための施策を講じる。
- ⑨ 痴漢は性暴力であり、人権を侵害する性犯罪であるにもかかわらず、軽んじられ、日々、被害と加害が繰り返されている。本市における痴漢被害の実態を調査し、警察と連携して撲滅に努める。市として痴漢被害の相談窓口を設けるなど、国の「痴漢撲滅政策パッケージ」の具体化を進める。
- ⑩ デートDVについて実態調査を行い、デートDV防止に向けたワークショップの取り組みを強化するとともに

に、10代などに限定した相談しやすい窓口の設置などの取り組みを強化する。

## 5 女性と危機管理

- ① 防災会議、避難所運営会議への女性の参加比率は20%台に止まっている。女性比率をさらに増やして、避難所設置にあたり、トイレや入浴施設等、女性の視点や声を反映させる。
- ② 地域の医療機関、助産機関、保健センター、保育・教育機関、男女共同参画センター等との連携をひきつづき強化し、災害時における女性特有の悩みに対応できる体制をつくる。
- ③ 消防署や出張所に女性消防吏員を増やす。
- ④ 危機管理本部のジェンダーバランスを見直し、女性の割合を増やす。とくに、危機対策部門における女性職員ゼロを改善する。

## 6 女性の健康

- ① 人権尊重の立場からも、学校や公的施設のトイレに生理用品を配備する。
- ② リプロダクティブ・ヘルス&ライツ（性と生殖に関する健康と権利）に基づく包括的性教育の導入を国に求める。
- ③ 女性がリプロ（前述）を享受できるよう、安心安全な国際水準の避妊・中絶医療の保障を国に求める。
- ④ 女性特有のがんのなかでも近年急増している乳がんは発症年齢が若年化傾向にある。40歳から隔年で行われている乳がん検診は30歳に戻して、視触診とマンモグラフィーを毎年行う。（再掲三章）
- ⑤ 20歳から隔年で行われている子宮がん検診は、毎年行う。（再掲三章）
- ⑥ 川崎市の妊婦健康診査費用の助成制度は、14回で合計8万9千円まで助成するものとなっているが、全く足りておらず、全国平均の10万5734円から見ても大きく遅れている。全額公費助成とする。（再掲一章）
- ⑦ 妊産婦に対するPCR検査は時期や回数を限定せず、すべて公費助成する。
- ⑧ 2022年から一部の不妊治療が医療保険適用となり、治療へのハードルが低くなった一方で、特定不妊治療助成事業が廃止になったため、保険適用外の治療が必要な人などは逆に自己負担が増える問題も起きている。不育症に係る医療費の一部助成を実施する。（再掲一章）